

自然は法的な「人」たりうるか？

資料

日仏人格権シンポジウム「人格権および人の法の新たな展開」

自然は法的な「人」たりうるか？

フレデリック・ビシュロン

高 秀 成／訳

はじめに

自然に法的な「人」としての性質を認めるべきか？

この質問は一見、突飛な質問に思えるであろうし、前世紀の法律家を驚かせるに違いないであろう。

しかしながら、この考えは、一九七〇年代には、とりわけアメリカの弁護士であるクリストファー・ストーンによって、次のような訴訟に際して、既に提唱されていた。すなわち、観光施設の建設許可がミネラル・キング・バレーの自然や動植物の生態系に損害をもたらすという主張のもの

と、自然保護協会によって提起された訴訟である。

クリストファー・ストーンは、この計画によって影響を受けたのはその自然環境だけであり、何びとも直接的な被害を受けていないのであるから、ミネラル・キング・バレーは、その完全性と生態系を尊重されるべく、訴訟を提起できる法主体として考えられるべきであると主張したのである。

要するに、より一般的に言うならば、人間の有害な行為によって影響を受けている環境要素は、訴訟を提起する権利があるはずである、ということである。

結局、この訴訟は、何らかの損害があるということを立て

証できなかつたために棄却されてしまったものの、自然に法人格を付与するという考えが生まれた。

それから、この考えはしばらく眠りについていたが、四〇年を経て、再び脚光を浴び始めた。とりわけ、世界人口の爆発的な増加と環境汚染と悪影響をますますたらしつつある人間活動が展開される地球上において、破壊的な人間活動の影響に直面する多くの国にとって、環境法制の不備への対応策たりうる法技術として注目され始めたのである。

二〇〇八年には、エクアドル憲法は自然を法主体として承認し、続いて二〇〇九年に、ボリビア憲法は「母なる大地の権利」を保護することを目標としている。

さらに、例えば、「生ける法人」(二〇一七年)として認められたガンジス川とその支流であるヤムナ川、ニュージーランドのワンガヌイ川(二〇一七年)、コロンビアのリオ・アトラト川(二〇一六年)のように、法人格が認められた一定の自然存在がある。

世界には他の例もある。

しかし、この提案はフランス法においてどうだろうか？

人と財(biens)の分類——すなわち、我々の法体系、

ひいては究極的には我々の世界観の支柱であるところの、大分類(*summa divisio*)——に強く固着する、ローマ・ゲルマン伝統の法体系において、どうであろうか？

自然というものに法人格——観念的ではあるが、ある種の自然人の法人格のようなもの——を認めることは、考え得ることなのか？ それは合理的なのか？ まずもって有用なのか？ いくつかの非常に象徴的な先手的行動を除けば、そもそも大きく異なる文化的・民族的アプローチによって説明されるような、自然や自然要素に法人格を付与しようという考えに対しては、強い抵抗、さらにはある種の敵意が示されている。

事実、多くの原住社会はその自然環境と密接なつながりを維持しており、自然環境を神聖なものとみなし、そのなかで調和を保ちながら生活しなければならぬ。そのため、自然に法人格を認めるという考えは、このような文化的、宗教的、そして究極的には形而上学的な観点からして、道理にかなっているといえる。

その一方で、西洋社会、そして、人間は自然の主人であり占有者でなくてはならないというデカルト(方法序説(二六三七年))の影響を受けたフランス法においては、自然との関係は、依然として人間中心である。すなわち、

自然は人間に役立てられるものであり、その逆は真ではないのである。

従って、自然の法人格という発想が特定の民族や特定の文化的起源のもとで自明であるところ、他の民族や文化的起源のもとではそれほど自明でもないということは、このような文化的相違によって説明される。

以上の文化的観点をひとまず措くと、特殊フランス的アプローチにおいては、自然に法人格を認めるということには数多くのきわめて深刻な障害が存在しており（第一章）、また実際には、このような提案によって追求されるメリッ卜は、既に存在する、あるいは現在、検討中の法規の適用によって広範囲にカバーされるものである（第二章）、ということをぜひとも確認しておく必要がある。

第一章 自然の人格化 (personification) に対する障害

自然に法人格を認めることは、主要な二組の障害に逢着する。第一に、法主体の区分について（第一節）、第二に、そのような主体の属性について（第二節）、である。

第一節 自然を法主体として区分することの困難性

まず、はじめに問われるべきは、自然を法的な「人」として言及するとき、一体、何が法主体として理解されるのか、ということである。

それは、総体としての「自然」だろうか？ 例えば、エクスアドル憲法とボリビア憲法の選択はどのようなものだったのだろうか？

このようなアプローチは主に二つの理由から現実的ではないと思われる。

第一に、このような対象は、存在するさまざまな自然要素ごとに、保護されうる人格として細分化され、ほとんど無限に増大してしまうことになり、正確な法主体として認識するために必要な輪郭はまったくもってあやふやになってしまう。

そして、なぜ、気候を害するものに対して訴訟を提起したり、気候を保護するために、気候に対して法人格を認める必要はないのであろうか？

眩暈を引き起こすような、非現実的な展望である。

第二に、もし人格が付与されるのが自然全般であるのであれば、植物界や鉱物界に限定するべきではなく、あらゆる生物が含まなければならない。

そうすると、自然の人格化は、動物界、さらにはそのなかの諸動物を包含することになる。

しかし、究極的には、人間もまた、これらあらゆる生物に含まれないわけにはいかず、その伝統的な法人格は機能的人格によって重ねられることになる。

そうすると、法主体の領域に関する最も現実的かつ合理的なアプローチは、ケース・バイ・ケースで、状況に応じて、明確に定義された、個別的に捉えられる一定の自然要素について、人格化を認めるというものである。

例えば、大河や小川、湖、氷河、山、森林、谷、などなど……。

これこそ、比較法上、自然要素に割り当てられた法人格という考えに魅力を感じた数多くの外国立法による選択である（インドのガンジス川、コロンビアのアトラト川、カナダのマグパイ川など）。

また、二〇二〇年、ある団体が、フランスの河川に法人格が認められるように、「ローヌのための呼びかけ」を始めた。

そして二〇〇一年には、コルシカ島において、タビガンヌ川の権利に関する象徴的な宣言がなされた。

このようなケース・バイ・ケースで、このようなアプロ

ーチを採用した場合、最終的な問題は、このような法人格を承認するために——他のケースと同様に——条文や行政行為が必要であるか否か、あるいは、私法上の団体と同様に、一定の基準¹⁾によって、このように承認が実際に可能になるかどうか、という問題である。

懸案となつている生態系が、法的に保護される利益の対象たりうるということによって、例えば、河川が汚染の犠牲になつたり、森林がその完全性を損なうような建設プロジェクトの犠牲になつたりするとき、主観的権利の可能性の存在を主張することができる。

法主体の区分に関する、これら最初の困難性に加え、自然に認められうる属性に関する別の困難性がある。

第二節 法主体たる自然に認められる属性に関する不確定性

もし、一定の生態系が人格化され、抽象的な法人格が付与され、機能的な法技術として用いられるならば、この「人」にどのような属性が認められるであろうか。

当然のことながら、自然人の人格をモデルにこの抽象的な人格を構想することはできないし、生態系に人格権を認めることはできない（私的生活の尊重に関する権利、通信

の秘密の権利、静穏権、肖像権など)。

この人格化に対して機能的アプローチを採用するとすれば、特定され、人格化された生態系にそれらの権利を主張すべく訴訟を提起する可能性を認めることができるようにするということになる。

まず第一に、汚染や、違法かつ有害な建築によって被った損害の賠償を求めるための訴訟提起である。

それだけでなく、自然に生じうる損害が現実化する前に、一定の人間活動を防止するための予防請求をするための訴訟を提起する可能性もある。

このような訴訟を提起する可能性はまた、複数の競合する生態系間の仲裁という茨の道につながる問題をもたらす。

例えば、河が氾濫し、森林に損害を与えた場合、森林は河川に対して損害賠償を求めて訴訟提起しうるのか？

その答えは、明らかに「ノン」[non]である。何故なら、このような権利は、究極的には、人間に対して自然が対抗するためにだけ認められうるものであり、生来の意思と選択を有しない他の自然要素に対抗するために認められるものではないからである。

従って、自然要素の人格化の機能的性格は、主に、有害な人間活動を防止し、または是正することを可能ならしめることを目的とするものでしかないのである。

しかし、このことは、人格化された二つの生態系間の仲裁が不可能であるということの意味するものではない。たとえば、ある森林がそのまま存続できるように特別扱いすべきか、他の自然生態系が繁栄できるように森林伐採をすべきか、という選択がある。

究極的に、あらゆる紛争は、自然と人間との間の対立を反映しているものではないだろうか？

すなわち、所有権や経済的發展への権利と、自然に認められた権利との間の対立である。所有権は、広範な自由をもってして対象となる財 (good) について権利を主張することを可能にし、経済的發展への権利は、特定の人間集団が生存するために自然から効用を引き出すことも認めなければならない、というものである。他方、自然に認められた権利とは、原則として、人間によるあらゆる干渉に対して対抗するためのものである。

そのため、自然の人格化の承認は、翻って、市場経済に煽られた西洋文化とはかけ離れた反資本主義的なアプローチを露呈することになる見方をも招来する。

これらの権利の実効性を確保するうえで、複雑な二つの法技術がやはり前提となる。

一、一方では、あらゆる訴訟提起は、それを遂行する経済的手段を提示することを含意し、あらゆる金銭支払いに關する判決は、それら金銭を受領し、使用することができることを前提とする。

別言すれば、自然要素の人格化を認めることは必然的に、それら自然要素について、民法が意味するところのパトリモワーズ〔資産〕(patrimoine) の存在を認めることにながる。

しかし、誰が、それを管理するのか？ 誰が、銀行口座とそこに預けられた資金を利用するのか？ 誰の支配下でそれらを行うのか？ 誰の名義で行うのか？

これらの問いに対する解決策は、その場限りの法人を設立することであろう。

このことは、自然の人格化は、法技術的に不可能ではないということを示している。

二、他方で、これまで述べてきたことの続きであるが、あらゆる訴訟提起も、ある「人」が、自然要素の名で行為し、そこでの利益を主張することを前提とする。

しかし、誰にこのような権利を認めるのであろうか？

問題となつている自然要素を代表するためにその場限りで設立された法人に認めるのであろうか？

そうすると、何故、自然環境全般の保護を目的とする団体に認めないのであろうか？

そして、もしそれらが認められる主体が複数いる場合、誰を優先すべきであろうか。

誰かが優先するとするならば、何故、それぞれに訴訟提起する権利を認めないのであろうか？

エクアドル憲法は、「あらゆる人、共同体、国民も、公権力に対して、自然の権利の実現を求めることができる」と規定している。

結局のところ、全員にとつての一定の共通財 (biens communs) に属するものとして考えうる要素を守ることが問題となつているのである。

しかし、侵害があつた場合に収受した資金はどこに行くのだろうか？ どのパトリモワーズに帰属するのだろうか？

周知のとおり、自然、あるいは少なくとも自然要素の人格化という発想は、フランス法における概念に關して、非常に数多くの剣呑で難儀な問題を提起するものである。

しかしながら、この極めて危険な誘惑を回避することを

可能にする、人格化の発想の代替案はいくつも存在するよう
に思われる。さらに、このような代替案は、西洋的概念
の必要性に適合するのみならず、他の地域に由来する一定
の民族のかつ文化的感性に応えることができるように思わ
れる。

第二章 自然の人格化に代わる実効性ある代 替案

現実的には、自然要素それ自体が、それ自体のために守
られるべき権利を有するというよりも、むしろ命題を反転
させたうえで、意図的に人間中心的なアプローチを採用し、
人間社会、さらに自然人または法人は、自然生態系に対し
て、義務と責任を負っていると考えるべきではなからう
か？

また、国、地方公共団体、さらに自然環境保護団体は、
裁判においてこれら権利の実効性を確保することができる
のであろうか？

これは、一方では、とりわけ環境法および民事責任法を
通じて、フランス法が選択した方法であり（第一節）、自
然の人格化という発想を通じて追求された役割を広範に充
足するものであるように思われる。

そして、他方では、より将来展望的なアプローチとして
は、財の法 (*droit des biens*) におけるコモنز（第二
節）という新たなアプローチによって解決策がより充実し
たものとなりうる。

第一節 環境法と民事責任法

フランスにおける環境法と民事責任法は、自然への法人
格の承認によって探求された二つの役割を積極的に果たす
ことが可能になっているように思われる。

まず第一に、事実、フランス法において、自然それ自体
の、ありのままの保護は、既に定められている。

例えば、フランス環境法典 L. 411-1 以下は、
「地質学的関心の高い場所、自然生息地、動植物種および
その生息地の保全」を目的とした一般的な保護ルールが規
定されている。

これらは、自然地帯の植物を破壊したり、伐採したり、
切断したりしないことや、動物種の自然生息地や地質学的
関心の高い場所を破壊したり、変質させたりしないことを
意味する。

ここで興味深いことは、ここで、人間によって主張され
うる特定の損害とは独立して、それ自体として保護される

のは、まさに生態系であり、保護対象となる自然要素のリストが国務院のデクレによって発出されなければならないということである（環境法典 L. 四一―二条）。

三つの所見…

一、このように、自然はそれ自体として保護されており、自然の人格化の発想を駆り立てる主要な関心事の一つに込めている。

二、自然要素のリストを作成するのは公的機関である（ここでは国務院である）。

このことは、究極的には、自然は完全にそれ自体として保護されているわけではないということの意味する。つまり、人間社会が保護すると決めたときに保護されるに過ぎない。

三、L. 四一―二条は、それでもなお、他の適切な解決が存在せず、「その適用除外によって」自然環境の関係住民に害を及ぼさない場合について（風力発電など）、いくつかの適用除外の可能性を規定している。

そして、人間は、一定の条件のもと、自然を改変し、自らの需要のために使役する権利を維持していることが指摘されている。⁽²⁾

このことは、フランスにおいて、自然保護の名のもとに、たとえば（トールーズとカストル間の A 六九）高速道路計画に異議を申し立てる自然保護団体の訴訟によって、恒常的に示されている。

加えて、我が国（フランス）の民法に「環境損害の賠償」（一二四六条）が導入されたことは、今日の我々の実定法において、懸案の自然要素を人格化したり、分類したり、さらにはリストアップする必要すらなく、いかに自然それ自体が保護されているかを証明している。

民法一二四六条は、このように一般的な方法で、「環境損害に責任を負う全ての者は、その損害を賠償する責任を負う」と規定している。

この点に関し、一二四七条は、環境損害は、「生態系の要素または機能に対する重大な侵害（……）」からなると規定しており、環境損害が何であるかを定義することについては裁判官の広範な裁量に委ねている。

いかなる侵害からも保護されるべきは、まさに総体としての自然なのである。

このことは、フランスにおいて、二〇二二年二月三日、フランス政府は、気候変動対策を怠り、温室効果ガス削減の責務を果たすことができず、自然それ自体を危険に曝し

ているという廉かで非難されたという世紀の事件によって証明されている。

自然を人格化することによって、実定法では認められていない司法へのアクセスも容易にと言われることがある。

このようにして追求される役割は、自然の人格化という疑義のある概念上の迂路を経ずとも、フランス法においては、完全に果たされている。

このような司法へのアクセスは環境法典L. 一四一一条以下で広範に規定されており、自然環境の保護に取り組む認可団体やその他の団体には、自然を保全・保護するために訴訟を提起し、侵害がある場合には損害賠償を得る権利が認められている。

さらに詳言するならば、民法二二四八条は、環境損害に關し、「環境損害についての賠償訴権は、国、フランス生物多様性機構、地方公共団体、認可非営利社団、または環境保護を目的とする少なくとも五年前に設立された非営利社団など、訴えを提起する資格および利益を有するあらゆる者に付与されている（……）」と規定している。

賠償については、現物賠償が優先してなされる（民法二二四九条）。

また、法的または事実上、それが不可能な場合には、環境回復に充てられるべく金銭賠償が命じられる。さらに、もしこのような環境回復が「原告には」不可能な場合には、賠償金は国に支払われる。

最後に、司法へのアクセスにより、同様の条件のもと、損害を予防し、または停止させることも可能となる。このことは、我々の民事責任法体系が、この点において、いかに環境中心主義的になり、もはや人間中心主義だけにとどまっていないことを証明するものであり、民事責任法における、法的な人として被害者が特定されるべきという基本的要件からの重大な離反を特徴づけるものである。

このように、自然に法人格を認めることによって追求される主要な二つの効用は、フランス法において、まったく同程度に実効的な別の法的手段によって、確保されている。そのため、自然の人格化という考えは、優れたものでも、有用なものでもないように思われるのである。

さらに、二〇一六年に、物的な環境債務が創設されたことに言及することができよう。これは、土地所有者が、⁽³⁾後の所有者に環境債務を課すことを可能にするものである。ここでもまた、自然人または法人に課せられる債務を創出することは、明らかに、自然空間の保護を確保するため

にそれらを人格化するという迂路を選択するよりも、実効性があるということが確認されるのである。

将来的展望によれば、学説上、一部の論者たちは、新たな財 (biens) を承認することによって、自然保護において、さらなる一歩を踏み出そうと考えている。すなわち、環境コモنز (communs environnementaux) である。

第二節 財の法 (droit des biens) と環境コモنز

この最後の点については、簡潔に述べようと思う。

この考え方は、水や空気といった、すべての人の利用に充てられる伝統的共通財に加えて、生物多様性および自然エコシステムを、環境共通財 (biens communs environnementaux) と呼ばれるところ、共通財のカテゴリーに含めるというものである。

その目的は、コモنزの観点から自然的実体の地位を創出することであり、利用者 (所有者、使用借人、賃借人など) に対する保全義務をもたらすものである。

このようにして、共通の遺産 (patrimoine commun) を将来世代に承継するという精神 (esprit) において、共通のモノ (choses communes) から各人が利益を享受する権利が尊重されることになる。

そして、もし自然要素が私的所有権の一部を構成する場合、この環境コモنزという新たなカテゴリーは、その環境的使命を考慮することによって、所有権の社会的職分 (fonction sociale de la propriété) への回帰の特徴を帯びることとなる。

しかし、ここに至って、我々は「人の法」から「財の法」へと横滑りしており、この点は今回のテーマを超え出るものである。

(1) とりわけ、各構成員から独立した意思の表明および法的に保護された利益の存在が証明されるという事実 (イエーリング) という、主観的権利の定義による。

(2) 同様に、国立公園は、「自然環境、とりわけ動物、植物、土壌、下層土、大気、水、景観、そして場合によっては、そこに含まれる文化遺産が特別な関心を惹くものであり、その多様性、構成、外観、発展を改変する可能性のある劣化や損傷から保全することにより、その保護を確実にすることが重要である」場合に創設される (環境法典 L. 三三一一一条)。この点でも、国務院のデクレが必要となる。

(3) 環境法典 L. 一三二一三条: 「不動産の所有者は、不動産の後続の所有者に、生物多様性または環境機能の要素の維持、保全、管理または回復を目的とする物的債務を課

すために、公共団体、公的機関または環境保護を目的として活動する私人との間で、契約を締結することができる。

これらの債務は賠償を目的とすることも可能である。債務の存続期間、相互的義務、改訂および解約告知の可能性が契約において規定されていなければならぬ。契約において規定される存続期間は九九年を超えることはできない。

公署証書の方式で成立し、物的債務を生じさせる契約には登録料は課せられず、一般税法六六二条および六六三条にそれぞれ規定されている土地公示税は徴収されない。また、同法第八七九条に規定される分担金の支払義務も発生しない。

土地について農地賃貸借を合意している所有者は、賃借人の事前の同意があり、第三者の権利の留保のもとにある場合を除き、絶対的無効の制裁のもと、物的な環境債務を履行することはできない。二ヶ月以内に同意の求めに応答しない場合には、承諾したものとみなされる。いかなる拒絶についても、理由が必要である。物的な環境債務の履行は、狩猟の実行に関する権利や、狩猟保護区に関する権利に対して、いかなる疑義をもたらすものではない。」